

※※※
平成 28 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平 成 28 年 3 月 2 日 提 出

目 次

同意第1号 副町長の選任について	1
同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	2
承認第1号 東浦町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	3
議案第1号 東浦町職員の降給に関する条例の制定について	7
議案第2号 東浦町職員の退職管理に関する条例の制定について	10
議案第3号 東浦町行政不服審査会条例の制定について	12
議案第4号 東浦町行政不服審査に関する手数料条例の制定について	14
議案第5号 東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について	16
議案第6号 東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	21
議案第7号 東浦町証人等の実費弁償に関する条例及び東浦町職員定数条例の一部改正について	33
議案第8号 東浦町自治功労者表彰条例の一部改正について	35
議案第9号 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	36
議案第10号 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	38
議案第11号 東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について	40
議案第12号 東浦町母子家庭等医療費支給条例及び東浦町遺児手当支給条例の一部改正について	55
議案第13号 東浦町遺児手当支給条例の一部改正について	58
議案第14号 東浦町先端産業育成条例の一部改正について	60
議案第15号 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について	61
議案第16号 平成27年度東浦町一般会計補正予算（第5号）	別添
議案第17号 平成27年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第18号 平成27年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第19号 平成27年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第20号 平成27年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）	別添
議案第21号 平成28年度東浦町一般会計予算	別添
議案第22号 平成28年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添

議案第23号 平成28年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第24号 平成28年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第25号 平成28年度東浦町下水道事業特別会計予算	別添
議案第26号 平成28年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第27号 町道路線の認定について	76

同意第1号

副町長の選任について

次の者を平成28年4月1日から副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

桑原孝典

提案理由

副町長桑原孝典が、平成28年3月31日任期満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成28年5月16日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を
求める。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

* * * * *

石原弘幸

* * * * *

提案理由

固定資産評価審査委員会委員石原弘幸が、平成28年5月15日任期満了となるこ
とに伴い、再任するため提案するものである。

承認第1号

東浦町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の
承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 12 月 28 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東浦町税条例の一部を改正する条例（平成27年東浦町条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(町民税の減免) 第49条 略 2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) <u>納稅義務者の住所又は居所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）</u>	(町民税の減免) 第49条 略 2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) <u>納稅義務者の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u>
(2) 及び (3) 略 3 略 (特別土地保有税の減免) 第125条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又</u>	(特別土地保有税の減免) 第125条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をい</u>

は名称)	う。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
(2) 及び (3) 略	(2) 及び (3) 略
3 略	3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第1号

東浦町職員の降給に関する条例の制定について

東浦町職員の降給に関する条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）第4条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

(1) 職員の能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及びその職務において示した態度を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）の任命権者による確認が行われた全体評語（当該能力評価及び当該業績評価の結果を総括的に表示する記号をいう。）が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の町長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないとあって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 任命権者が指定する医師2名（任命権者が特別の事情があると認める場合にあっては1名）によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場

合において、指導その他の町長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

（降号の事由）

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の町長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

（通知書の交付）

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（受診命令に従う義務）

第6条 職員は、第3条第2号に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

（委任）

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（東浦町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正）

2 東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和26年東浦町条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（降任、免職及び休職の手続）</p> <p>第2条 任命権者は法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、<u>医師2名（任命権者が特別の事情があると認める場合にあっては1名）</u>を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。</p>	<p>（降任、免職及び休職の手続）</p> <p>第2条 任命権者は法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、<u>医師2名</u>を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。</p>

提案理由

職員の降給に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第2号

東浦町職員の退職管理に関する条例の制定について

東浦町職員の退職管理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いで退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第3号

東浦町行政不服審査会条例の制定について

東浦町行政不服審査会条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する機関の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、東浦町行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(秘密保持)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会においては、会長が議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年東浦町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から情報公開審査会委員の項まで 略		教育委員会委員の項から情報公開審査会委員の項まで 略	
<u>個人情報保護審議会委員</u>	<u>日額</u> <u>10,000円</u>	<u>個人情報保護審議会委員</u>	<u>日額</u> <u>10,000円</u>
<u>行政不服審査会委員</u>	<u>日額</u> <u>10,000円</u>	総合計画審議会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略	
総合計画審議会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略		総合計画審議会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略	
備考 略		備考 略	

提案理由

東浦町行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため提案するものである。

議案第4号

東浦町行政不服審査に関する手数料条例の制定について

東浦町行政不服審査に関する手数料条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町行政不服審査に関する手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査における提出書類等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、別表に定める額とする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第4条 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。第3項において同じ。）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者について準用する。この場合において、第1項中「審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。第3項において同じ。）」とあるのは「東浦町行政不服審査会」と読み替えるものとする。

3 第1項及び前項の規定により読み替えて準用する第1項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は東浦町行政不服審査会に提出しなければならない。

4 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第5条 交付を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用として郵送料に相当する額を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	手数料の額
白黒で複写又は出力したもの	1面につき 10円
カラーで複写又は出力したもの	1面につき 50円

備考 A3版までに限る。

提案理由

行政不服審査に関する手数料の額等を定めるため提案するものである。

議案第5号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与について定めるものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>職務の内容</u>は、別表第3に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、町長が規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて、それぞれ基準日</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与について定めるものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容</u>は、町長が規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。</p>

の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2から5まで 略	これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2から5まで 略
--	--

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主査の職務
4級	係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長又は主幹の職務
7級	部長又は次長の職務
8級	困難な業務を所掌する部長の職務

（東浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 東浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年東浦町条例第4号）

の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）第19条の規定に基づき、一般職の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）第19条の規定に基づき、一般職の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>

（東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）</p> <p>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）</p> <p>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東浦町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東浦町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(報告事項)	(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	
(1) 略	（1）略
<u>(2) 職員の人事評価の状況</u>	
<u>(3) 略</u>	<u>(2) 略</u>
<u>(4) 略</u>	<u>(3) 略</u>
<u>(5) 略</u>	<u>(4) 略</u>
<u>(6) 略</u>	<u>(5) 略</u>
<u>(7) 略</u>	<u>(6) 略</u>
<u>(8) 職員の退職管理の状況</u>	
<u>(9) 職員の研修の状況</u>	<u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u>
<u>(10) 略</u>	<u>(8) 略</u>
<u>(11) 略</u>	<u>(9) 略</u>

（東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東浦町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の</p>

給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条の規定により任命権者が平成 27 年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における新条例第 3 条の適用については、同条第 2 号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第 8 号の規定は、適用しない。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第6号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）の一部を次
のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額 に、町長が規則で定める基準に従い任 命権者が定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任命権者が 支給する勤勉手当の額の、次の各号に 掲げる職員の区分ごとの総額は、それ ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはな らない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外 の職員 当該職員の勤勉手当基礎額 に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、若 しくは失職し、又は死亡した日現 在。次項において同じ。)において 受けるべき扶養手当の月額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に、<u>6月に支給する場合</u> <u>においては 100 分の 75、12月に支給</u> <u>する場合においては 100 分の 85 を乗</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額 に、町長が規則で定める基準に従い任 命権者が定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任命権者が 支給する勤勉手当の額の、次の各号に 掲げる職員の区分ごとの総額は、それ ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはな らない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外 の職員 当該職員の勤勉手当基礎額 に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、若 しくは失職し、又は死亡した日現 在。次項において同じ。)において 受けるべき扶養手当の月額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に <u>100 分の 75</u> を乗じて得 た額の総額</p>

じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては 100 分の 35、12月に支給する場合においては 100 分の 40</u> を乗じて得た額の総額 3から5まで 略	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 35</u> を乗じて得た額の総額 3から5まで 略
---	--

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300

	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		

67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					

	108		298,100	346,800					
	109		298,300	347,300					
	110		298,700	347,700					
	111		299,100	348,000					
	112		299,400	348,300					
	113		299,500	348,800					
	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員			円	円	円	円	円
以外の職員	1		126,400	177,600	199,300	200,700	202,100
	2		127,300	179,100	182,100	185,000	187,800
	3		128,300	180,600	183,500	186,400	189,200
	4		129,200	182,100	186,400	190,400	193,300
	5		130,200	183,500	189,200	193,300	196,100
	6		131,200	185,000	190,400	196,100	199,900
	7		132,200	186,400	192,200	197,500	200,300
	8		133,200	187,800	193,700	199,900	202,900
	9		134,000	189,200	195,200	201,300	204,900
	10		135,000	190,400	196,700	202,900	206,900

	11	136,000	191,700	213,500
	12	137,100	192,800	214,900
	13	137,900	194,000	216,200
	14	138,900	195,100	217,700
	15	139,900	196,200	219,200
	16	140,900	197,300	220,500
	17	142,000	198,400	221,600
	18	143,200	199,500	222,400
	19	144,400	200,500	223,300
	20	145,600	201,500	224,300
	21	146,700	202,500	225,200
	22	147,900	203,600	226,700
	23	149,100	204,700	228,000
	24	150,300	205,700	229,100
	25	151,500	206,600	230,600
	26	153,000	207,500	231,900
	27	154,500	208,200	233,200
	28	156,000	209,100	234,500
	29	157,400	210,000	235,700
	30	158,900	211,200	236,900
	31	160,400	212,200	238,200
	32	161,900	213,100	239,500
	33	163,400	213,800	240,600
	34	165,200	215,000	241,900
	35	167,000	216,100	243,100
	36	168,800	217,300	244,300
	37	170,600	218,300	245,600
	38	172,300	219,500	246,900
	39	174,000	220,700	248,200
	40	175,700	221,800	249,500
	41	177,300	222,800	250,600
	42	178,700	224,000	251,900
	43	180,100	225,100	253,100
	44	181,500	226,200	254,400
	45	183,000	227,300	255,300
	46	184,400	228,400	256,400

	47	185,800	229,500	257,600
	48	187,200	230,600	258,700
	49	188,500	231,700	259,900
	50	189,700	232,800	261,100
	51	190,800	233,900	262,300
	52	192,000	235,100	263,300
	53	193,100	236,200	264,400
	54	194,200	237,200	265,500
	55	195,300	238,100	266,700
	56	196,400	239,100	267,900
	57	197,500	240,100	268,900
	58	198,500	241,100	269,900
	59	199,500	242,100	271,000
	60	200,500	243,000	272,000
	61	201,600	244,000	273,100
	62	202,500	244,900	274,200
	63	203,400	245,800	275,200
	64	204,300	246,700	276,300
	65	205,000	247,600	277,200
	66	205,800	248,400	278,000
	67	206,500	249,200	278,800
	68	207,300	249,900	279,600
	69	207,700	250,700	280,500
	70	208,300	251,300	281,300
	71	208,600	251,900	282,100
	72	209,200	252,400	282,800
	73	209,700	252,600	283,600
	74	210,300	253,000	284,300
	75	210,900	253,500	285,100
	76	211,700	254,000	285,900
	77	211,900	254,600	286,500
	78	212,600	255,000	287,000
	79	213,200	255,500	287,500
	80	213,800	256,000	287,900
	81	214,500	256,300	288,300
	82	215,100	256,600	288,700

	83	215,700	256,900	289,200
	84	216,400	257,200	289,700
	85	217,100	257,400	290,100
	86	217,700	257,600	290,700
	87	218,300	257,900	291,300
	88	219,000	258,200	291,900
	89	219,500	258,400	292,200
	90	220,100	258,600	292,700
	91	220,700	259,000	293,200
	92	221,300	259,200	293,600
	93	221,700	259,500	294,000
	94	222,200	259,900	294,500
	95	222,700	260,200	295,000
	96	223,200	260,500	295,500
	97	223,800	260,700	295,800
	98	224,300	261,000	296,200
	99	224,800	261,200	296,700
	100	225,300	261,500	297,200
	101	225,900	261,800	297,600
	102	226,400	262,000	298,000
	103	227,000	262,300	298,300
	104	227,600	262,600	298,600
	105	228,000	262,800	298,900
	106	228,500	263,000	299,300
	107	229,000	263,300	299,700
	108	229,400	263,500	300,100
	109	229,600	263,800	300,400
	110	230,000	264,100	300,800
	111	230,500	264,400	301,200
	112	231,000	264,600	301,500
	113	231,400	264,800	301,700
	114	231,900	265,100	302,000
	115	232,400	265,300	302,300
	116	232,900	265,500	302,500
	117	233,200	265,800	302,700
	118	233,600	266,100	303,000

	119	234,000	266,400	303,300
	120	234,400	266,700	303,500
	121	234,800	266,800	303,700
	122		267,100	304,000
	123		267,400	304,300
	124		267,700	304,500
	125		267,800	304,700
	126		268,100	305,000
	127		268,400	305,300
	128		268,700	305,500
	129		268,800	305,700
	130		269,100	306,000
	131		269,400	306,300
	132		269,700	306,500
	133		269,800	306,700
	134		270,100	
	135		270,400	
	136		270,700	
	137		270,800	
再任用職員		192,400	203,500	222,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東浦町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後 (給与に関する特例)	改正前 (給与に関する特例)
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
号給	給料月額（円）
1	<u>371,000</u>
2	<u>419,000</u>
3	<u>471,000</u>
4	<u>532,000</u>
号給	給料月額（円）
1	<u>370,000</u>
2	<u>418,000</u>
3	<u>470,000</u>
4	<u>531,000</u>

5	<u>607,000</u>
6	<u>709,000</u>
7	略

(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

3及び4 略

5	<u>606,000</u>
6	<u>708,000</u>
7	略

(給与条例の適用除外等)

第9条 略

2 特定期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3及び4 略

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(住居手当)	(住居手当)
第10条の3 略	第10条の3 略
2 略	2 略
3 第1項各号に規定する住宅が本町の区域内にある場合における前項の規定の適用については、前項第1号ア中「1万2,000円」とあるのは「8,500円」と、同号イ中「1万6,000円」とあるのは「1万2,500円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万4,500円」とする。	
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第18条 略	第18条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては 100 分の 75</u> 、 <u>12月に支給する場合においては 100 分の 85</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては 100 分の 35</u> 、 <u>12月に支給する場合においては 100 分の 40</u> を乗じて得た額の総額
3から5まで 略	3から5まで 略

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 略	第9条 略
2 特定任期付職員に管理職員特別勤務	2 特定任期付職員に管理職員特別勤務

<p>手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5</u>、<u>12 月に支給する場合においては 100 分の 160</u>」とあるのは「<u>100 分の 157.5</u>」とする。</p>	<p>手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 160</u>」とする。</p>
<p>3 及び 4 略</p>	<p>3 及び 4 略</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第7号

東浦町証人等の実費弁償に関する条例及び東浦町職員定数条例の一部改正について

東浦町証人等の実費弁償に関する条例及び東浦町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町証人等の実費弁償に関する条例及び東浦町職員定数条例の一部を改正する条例

(東浦町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年東浦町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） <u>第35条第4項</u> 及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項の規定による実費弁償について定めるものとする。 (実費弁償を支給する者及びその額) 第2条 次に掲げる者に対し、別表により実費弁償を支給する。 (1)から(4)まで 略 (5) 農業委員会等に関する法律 <u>第35条第1項</u> の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭した者 (6)及び(7) 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） <u>第29条第4項</u> 及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項の規定による実費弁償について定めるものとする。 (実費弁償を支給する者及びその額) 第2条 次に掲げる者に対し、別表により実費弁償を支給する。 (1)から(4)まで 略 (5) 農業委員会等に関する法律 <u>第29条第1項</u> の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭した者 (6)及び(7) 略

(東浦町職員定数条例の一部改正)

第2条 東浦町職員定数条例（昭和41年東浦町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
-----	-----

(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第26条第2項</u>並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、町長、水道事業、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第20条第2項</u>並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、町長、水道事業、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第8号

東浦町自治功労者表彰条例の一部改正について

東浦町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例

東浦町自治功労者表彰条例（昭和40年東浦町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p><u>第4条 次の各号のいずれかに該当する者については、前2条の規定にかかわらず、表彰しないものとする。</u></p> <p>(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）</p> <p>(2) その他表彰することが適当でないと町長が認める者</p> <p>（待遇及び停止）</p>	
<p><u>第5条 略</u></p> <p><u>第6条 略</u></p> <p><u>第7条 略</u></p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>（被表彰者台帳）</p>	<p><u>第4条 略</u></p> <p><u>第5条 略</u></p> <p><u>第6条 略</u></p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>（被表彰者台帳）</p>
<p><u>第9条 町は、被表彰者台帳を設けて次の事項を登録する。</u></p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) <u>死亡年月日</u></p> <p>(5) 及び (6) 略</p> <p>（委任）</p>	<p><u>第8条 町は、被表彰者台帳を設けて次の事項を登録する。</u></p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) <u>死亡年月日及び法名</u></p> <p>(5) 及び (6) 略</p> <p>（委任）</p>
<p><u>第10条 略</u></p>	<p><u>第9条 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

表彰対象者を一定の条件において表彰しないこととする等のため提案するものである。

議案第9号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。

第2条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略	(期末手当) 第6条 略

<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 150</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 147.5</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

提案理由

東浦町議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 10 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」とする。	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 147.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 162.5」とする。

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）

<p>における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 150</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>	<p>における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 147.5</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

東浦町特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。